

三浦市指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する契約の適正かつ円滑な施行を確保するため、競争入札参加有資格業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表1、別表2又は別表3各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 市長が指名停止を行ったときは、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。
- 3 第1項に規定による当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該契約に係る入札辞退の申し出があった場合にはこの限りではない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人及び再委託事業者があることが明らかになったときは、当該下請負人及び再委託事業者についても、元請負人の指名停止の期間の2分の1に相当する期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間と同一期間を当該共同企業体の代表者に対する指名停止の期間とし、その代表者に対する指名停止の期間の2分の1に相当する期間をその他構成員に対する指名停止の期間として定め指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間と同一期間、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例等)

第4条 有資格業者が同一の事案において、複数の措置要件に該当する場合は、期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 同一事案において既に指名停止を受けた（指名停止中を含む。）有資格業者が、新たに他の措置要件に該当することとなった場合は最も長い指名停止期間に比して不足する分について指名停止をする。
- 3 有資格業者が指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に別表1各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は三浦市指名停止等措置要領運用基準によることとし、別表2各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表2各号に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は2年を超えることができない。
- 4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を2分の1に相当する期間まで短縮することができる。
- 5 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。
- 6 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは期間を変更することができる。ただし、その期間は当初の指名停止開始から2年を超えることができない。
- 7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知等)

第5条 市長は、次に掲げる措置を行ったときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

- (1) 第2条第1項又は第3条の規定による指名停止
- (2) 第4条第6項の規定による指名停止の期間の変更
- (3) 第4条第7項の規定による指名停止の解除

2 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止に伴う契約等の制限)

第6条 市長は、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。

- 2 市長は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。
- 3 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別事由がある場合は、この限りではない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が工事の下請及び業務委託の下請をすることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(附 則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成12年2月1日から施行する。

(附 則)

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に、現に指名停止を受けている者に係る指名停止については、なお、従前の例による。

3 この要領の施行前に、発生した事実又は行為が原因となるものについては、なお従前の例による。

(附 則)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

(附 則)

1 この要領は、令和5年3月1日から施行する。

2 この要領の施行前に、現に指名停止を受けている者に係る指名停止については、なお、従前の例による。

3 この要領の施行前に、発生した事実又は行為が原因となるものについては、なお従前の例による。

(附 則)

1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

2 この要領の施行前に、現に指名停止を受けている者に係る指名停止については、なお、従前の例による。

3 この要領の施行前に、発生した事実又は行為が原因となるものについては、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この要領は、令和6年3月27日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、現に指名停止を受けている者に係る指名停止については、なお、従前の例による。
- 3 この要領の施行前に、発生した事実又は行為が原因となるものについては、なお従前の例による

別表1 (工事又はコンサルに係るもの)

措置要件		期間	
(虚偽記載) 1 本市の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(電子入札での虚偽入力を含む。)		6か月	
(過失による粗雑工事) 2 工事の施工等に当たり、過失により、工事を粗雑にしたと認められるとき。	本市発注契約	施工後、公衆に死亡者を生じさせたとき。	24か月
		施工後、公衆に負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。	12か月
		工事成績評点の総合評価のランクがEのとき。(コンサルの場合は設計業務委託等の成績評定点のランクがFのとき。)	12か月
		工事成績評点の総合評価のランクがDのとき。(コンサルの場合は設計業務委託等の成績評定点のランクがEのとき。)	6か月
	本市外発注契約	施工後、公衆に死亡者を生じさせたとき。	6か月
(契約違反) 3 工事の施工等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	正当な理由なく、契約を履行しないとき。		12か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき。		12か月
	正当な理由なく、工期が遅延したとき。		6か月
	下請代金又は公衆に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもって当たらなかったとき。		6か月
	現場管理又は品質に関して再度にわたる指摘にもかかわらず改善されなかったとき。		6か月
	その他契約に違反したとき。		6か月
(公衆損害事故) 4 工事の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。	本市発注契約	死亡者を生じさせたとき。	24か月
		負傷者を生じさせ又は重大な損害を与えたとき。	12か月
	本市外発注契約	死亡者を生じさせたとき。	6か月
(関係者事故) 5 工事の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	本市発注契約	死亡者を生じさせたとき。	12か月
		負傷者を生じさせたとき。	6か月
	本市外発注契約	死亡者を生じさせたとき。	3か月

(贈賄) 6 贈賄の容疑により、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		本市職員	2 4 か月
		本市以外の公共機関の職員	6 か月
(独占禁止法違反行為) 7 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号) 第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	本市発注契約	刑事告発されたとき。(有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。)	2 4 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき。	1 2 か月
	本市外発注契約	刑事告発されたとき。(有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。)	6 か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき。	6 か月
(談合等) 8 談合又は競売入札妨害の容疑により、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		本市発注契約	2 4 か月
		本市外発注契約	6 か月
(建設業法違反) 9 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、契約の相手方として不相当であるとみとめられるとき。		本市発注契約	1 2 か月
		本市外発注契約	3 か月
(法令違反) 10 業務に関する法令違反の容疑により、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		本市発注契約	1 2 か月
		本市外発注契約	6 か月
(不正又は不誠実な行為) 11 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	入札情報を不正に得ようとしたとき。		2 4 か月
	正当な理由なく、契約を締結しないとき。		1 2 か月
	公序良俗に反する行為をする等不誠実な行為と認められるとき。		6 か月
(代表者等の起訴等) 12 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告されたとき。		6 か月	
(暴言・脅迫めいた言動) 13 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が市役所庁舎内、検査の現場その他の場所において、本市職員に対し暴言を吐き又は脅迫めいた言動で威圧するなどの行為をしたとき。		1 2 か月	
(経営不振) 14 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき。		経営状態が安定したと認められる日まで	

別表2 (物品又は一般委託に係るもの)

措置要件		期間	
(虚偽記載) 1 本市の発注する物品又は一般委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(電子入札での虚偽入力を含む。)		3か月	
(契約違反) 2 本市発注契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	正当な理由なく、契約を履行しないとき。	6か月	
	正当な理由なく、業務期間又は納期が遅延したとき。	3か月	
	下請代金又は公衆に与えた損害等に関する紛争の解決に誠意をもって当たらなかったとき。	3か月	
	現場管理又は品質に関して再度にわたる指摘にもかかわらず改善されなかったとき。	3か月	
	その他契約に違反したとき。	3か月	
(贈賄) 3 贈賄の容疑により、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	本市職員	24か月	
	本市以外の公共機関の職員	6か月	
(独占禁止法違反行為) 4 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	本市発注契約	刑事告発されたとき。(有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。)	18か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき。	6か月
	本市外発注契約	刑事告発されたとき。(有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。)	4か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき。	3か月
(談合等) 5 談合又は競売入札妨害の容疑により、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	本市発注契約	24か月	
	本市外発注契約	6か月	
(法令違反) 6 業務に関する法令違反の容疑により、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		3か月	
(不正又は不誠実な行為) 7 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき	入札情報を不正に得ようとしたとき。		12か月
	正当な理由なく、契約を締結しないとき。		6か月
	公序良俗に反する行為をする等不誠実な行為と認められるとき。		3か月

<p>(代表者等の起訴等)</p> <p>8 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	3 か月
<p>(経営不振)</p> <p>9 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき。</p>	経営状態が安定したと認められる日まで

別表 3 (工事、コンサル、物品又は一般委託に係るもの)

<p>(暴力団等)</p> <p>1 有資格業者が三浦市暴力団排除条例（平成 23 年三浦市条例第 2 号）第 2 条に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当すると認められるとき。</p>	12 か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
<p>2 有資格業者が神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反したと認められるとき。</p>	6 か月
<p>3 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。</p>	3 か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
<p>4 暴力団員等から不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、本市又は警察に通報しなかったと認められるとき。</p>	3 か月